

令和3年8月20日

利用者各位
保護者各位

東遠地区生活支援センター

緊急事態宣言中の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、静岡県に8月20日から9月12日の期間で緊急事態宣言が発令されます。

それに伴い、生活支援センターのサービスについて、以下の内容で実施いたします。

① 居宅介護

継続利用の方、一人暮らしの方を優先に、生活に必要な物品の購入、衛生・健康保持に必要な家事援助、延期が難しい医療機関への通院介助を行います。

② 行動援護

ワクチン接種をしても感染のリスクがあり、変異株の強い感染力を踏まえ、マスクの着用の継続、人と人との距離を今まで以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても一つの密にもならないよう配慮する中で、散策、コンビニでの飲料購入など、屋外を中心としたサービスを、送迎移動時間を含み2時間以内で行います。飲食の場での感染リスクが高いことから、食事を回避するよう計画しますが、飲食を伴う場合は、テイクアウト利用を基本とします。

③ お問い合わせ

人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことから、本人、家族の行動履歴や体調の確認は、今まで同様継続させていただきます。本人、家族で体調不良の方がいた場合は、事前にお知らせください。サービスをお断りさせていただく場合があります。

クラスターの発生を防ぎサービスを継続していくため、緊急事態宣言中の対応へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。